

墨田区 住宅耐震改修等助成金一覧(令和8年度版)

木造の主な助成要件

対象建築物: **A**:昭和56年5月31日以前に着工された住宅
B:平成12年5月31日以前に着工された平屋建てまたは2階建ての住宅
 助成対象者:住宅等の所有者、または所有者から工事の承諾を得た者
 なお、耐震診断のみ、所有者以外でも助成を受けられます。
 対象地域:区内全域(緊急対応地区については、裏面をご覧ください。)

非木造(鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造)の主な助成要件

対象建築物: **C**:昭和56年5月31日以前に着工された住宅
 助成対象者:住宅等の所有者、または所有者から工事の承諾を得た者
 なお、耐震診断のみ、所有者以外でも助成を受けられます。
 対象地域:区内全域(緊急対応地区については、裏面をご覧ください。)

【耐震診断】

種別	助成率	助成金の支給割合 (助成率)	助成限度額
耐震診断	木造	10 / 10	20万円
	非木造	1 / 2	300万円

[注意]耐震診断助成を受けるためには、区が指定する機関で、診断結果の評定を取得する必要があります。

【耐震改修工事】

種別	助成対象	区分	助成金の 支給割合 (助成率)	助成限度額	
耐震改修 (緊急対応地 区内)	計画作成等		10 / 10	30万円	
	工事	一般住宅	2 / 3	270万円	
		指定道路沿道住宅 1	3 / 4		
		高齢者等居住住宅 2	9 / 10		
耐震改修 (緊急対応地 区外)	計画作成等		10 / 10	30万円	
	工事	一般住宅	2 / 3	170万円	
		高齢者等居住住宅 2		9 / 10	270万円

[注意]耐震改修工事では、上部構造評点(耐震性能を表す数値)を木造の場合は lw 値1.0以上、非木造の場合は ls 値0.6以上にする必要があります。また、既存住宅に前面道路への突出等がある場合には、当該部分の解消も必要です。

1:指定道路沿道住宅の助成率引上げについては、令和9年4月1日で廃止

2:「高齢者等居住」とは、工事後に65歳以上の方が居住する場合、心身に障害のある方が居住する場合があります。この場合は、工事完了実績時に住民票などで居住の確認を行います。

の場合は、障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方、

要介護・要支援の認定を受けた方は介護保険被保険者証(保険証)があれば対象となりますので、65歳未満でも対象となります。

【除却】

種別	区分	助成金の支給割合 (助成率)	助成限度額
除却 (緊急対応地区内)	一般住宅 高齢者等居住住宅 2	1 / 2	100万円
除却 (緊急対応地区外)			50万円

[注意] 「耐震性が不足していると有資格者が判断した住宅」が助成の対象となります。

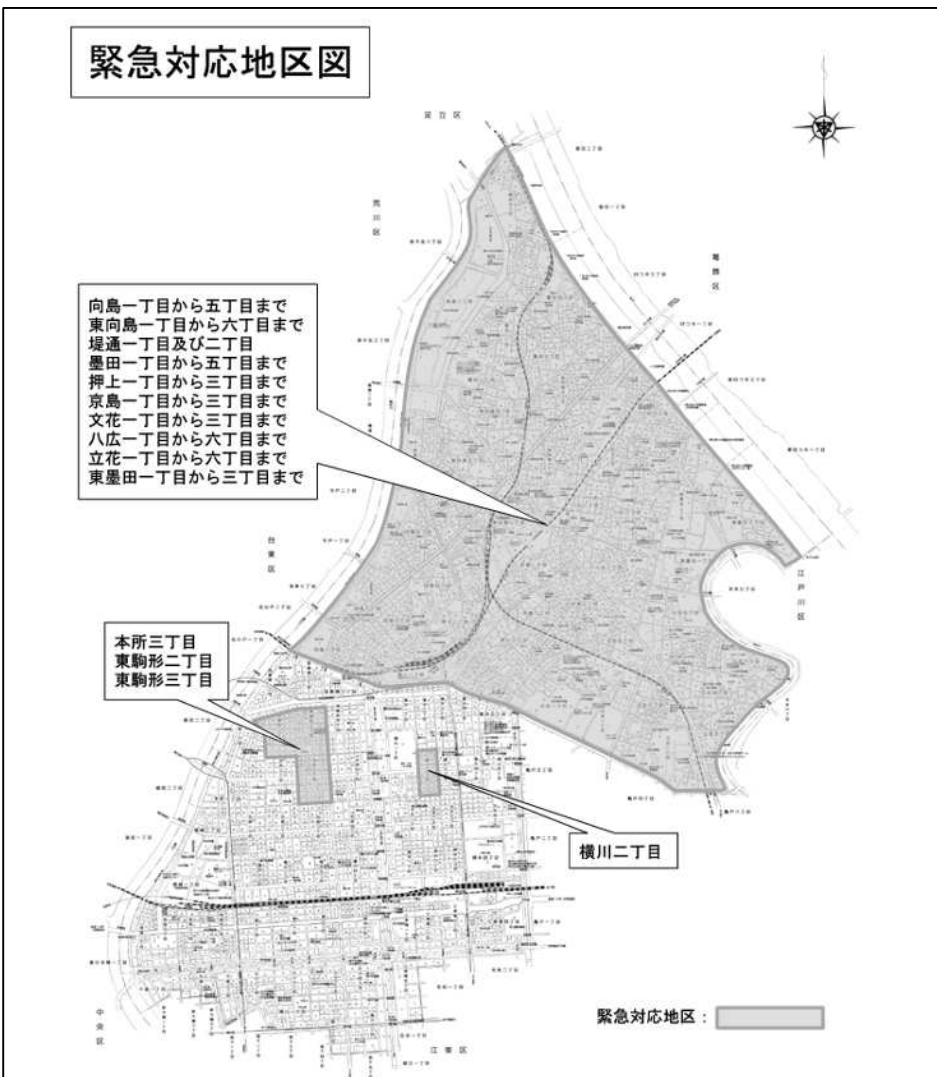
- ・Aについては、「だれでもできるわが家の耐震診断」で判定7点以下、または耐震診断の結果Iw値1.0未満のものが対象
- ・Bについては、耐震診断の結果Iw値1.0未満のものが対象
- ・Cについては、耐震診断の結果Is値0.6未満のものが対象

【耐震装置設置】

種別	区分	助成金の支給割合 (助成率)	助成限度額
耐震装置設置	一般住宅	9 / 10	50万円
	高齢者等居住住宅 2		80万円

[注意] 「耐震性が不足していると有資格者が判断した住宅」が助成の対象となります。また、設置する耐震装置は、東京都が公表している装置に限ります。

- ・Aについては、「だれでもできるわが家の耐震診断」で判定7点以下、または耐震診断の結果Iw値1.0未満のものが対象
- ・Bについては、耐震診断の結果Iw値1.0未満のものが対象
- ・Cについては、耐震診断の結果Is値0.6未満のものが対象



【注意】

・各種助成金は、**事前申請**(工事等の契約前に申請)が必要が必要です。
区から「助成対象確認通知」が発行される前に、契約または工事着手をしていた場合には、助成対象不承認となりますのでご注意ください。

・分譲マンションの耐震化に関する助成制度については、別途お問合せください。

助成制度に関する問合せ先
墨田区都市計画部
不燃・耐震促進課
不燃・耐震促進担当
(区役所9階)
電話: 03 - 5608 - 6269 (直通)
メールアドレス:
funentaishin@city.sumida.lg.jp